

# 定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示

宮城海区漁業調整委員会指示第 3 号

1 保護区域

公示番号	漁場の位置	保護区域		
		前面	沖合	後面
定第 1 号	気仙沼市唐桑町泥道地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 2 号	気仙沼市唐桑町泥道地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 3 号	気仙沼市唐桑町松島地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 4 号	気仙沼市唐桑町松島地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 5 号	気仙沼市唐桑町大槻島地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 6 号	気仙沼市唐桑町大槻島地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 7 号	気仙沼市唐桑町津本地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 8 号	気仙沼市大島唐島地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 12 号	気仙沼市本吉町日門地先	1000メートル	400メートル	200メートル
定第 13 号	南三陸町歌津田ノ浦地先	1000メートル	400メートル	200メートル
定第 14 号	南三陸町歌津泊地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 15 号	南三陸町歌津唐島地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 16 号	南三陸町志津川野島地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 17 号	南三陸町戸倉椿島地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 18 号	南三陸町戸倉ウソ島地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 19 号	南三陸町戸倉津根地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 20 号	石巻市雄勝町名振八景島地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 21 号	石巻市雄勝町名振ハテ島地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 22 号	牡鹿郡女川町竹浦中ノ島地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 24 号	牡鹿郡女川町桐ヶ崎鈴の崎地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 25 号	牡鹿郡女川町横浦ピンズル地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 26 号	牡鹿郡女川町出島別当浜地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 27 号	牡鹿郡女川町江島恋島地先	1000メートル	400メートル	200メートル
定第 28 号	牡鹿郡女川町江島地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 29 号	石巻市金華山仁王地先	1000メートル	400メートル	200メートル

定第 30 号	石巻市金華山砂浜地先	1000メートル	400メートル	200メートル
定第 31 号	石巻市金華山垂水地先	1000メートル	400メートル	200メートル
定第 32 号	石巻市金華山銀形地先	1000メートル	400メートル	200メートル
定第 33 号	石巻市金華山亀島地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 34 号	石巻市金華山白子浜地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 35 号	石巻市金華山内高石地先	600メートル	200メートル	100メートル
定第 36 号	石巻市長渡浜地先	1000メートル	400メートル	200メートル
定第 37 号	石巻市網地浜栗ヶ崎地先	1000メートル	400メートル	200メートル
定第 38 号	石巻市田代浜松石地先	1000メートル	400メートル	200メートル
定第 39 号	石巻市田代浜竜神崎地先(三石)	1000メートル	400メートル	200メートル

2 禁止行為

1に掲げる定置網の保護区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業・遊漁(水産動植物を採捕する行為をいう。)を行い、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為を行ってはならない。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。